

【令和元年第5回定例会 環境委員会委員長報告資料】

令和元年12月12日 環境委員長 大庭 裕子

○「議案第168号 浮島処理センター基幹的設備改良工事請負契約の締結について」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第189号 令和元年度川崎市自動車運送事業会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 契約解除によって生じた損害賠償金の今後の取扱いについて

受注者の体制不備等により契約解除の申入れがあったため、契約規則に基づき受注額の10%を賠償金として請求することになる。

* 今後の取組及び体制づくりに向けての決意について

今後の取組については、調査会社へヒアリングを実施した結果、来年度はオリンピック・パラリンピック等が控えており、一括での受注が難しいとの回答を得ているため、バス会社ごとに分割で調査委託を発注する予定である。また、調査委託の実施に向けて十分な準備期間を設けるため、来年度にかけて債務負担行為を設定し、年度内において、可能な限り早い時期に発注することを予定している。今回、このような事態が生じたことに責任を感じており、今後、十分な体制を整えて新たな調査に取り組む考えである。

《意見》

* 十分な準備時間を設けることで、より良い調査結果を得られるようにしてほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「諮問第2号 下水道使用料の徴収に関する処分に係る審査請求について」

《主な質疑・答弁等》

* 下水道使用料の未徴收件数調査の経過及び状況について

平成22年の上水道及び下水道の組織統合に伴い徴収事務の整理を行ったところ、下水道使用料の未徴収の事例が発見されたため、平成23年から全市を対象に接続調査を実施しており、これまで4,356件の未徴収が発見された。今年度分を除くと調査対象が約1,300件残っており、過去の統計から、そのうちおよそ3分の1程度は未徴収であると推測される。

* 本件と同様の事例の有無及び収納状況について

未徴収の原因は、工事を委任された指定工事店の手続漏れ又は市側の事務処理上のミスに2つに分けられる。本件は後者に該当し、同様の事例はおよそ半分程度あり、それらの未徴収分については支払を受けている。

* 今後、本件と同様の事例が生じる可能性について

未徴収の下水道使用料の請求時に、支払っていただけるよう一人一人に丁寧な説明を行っているが、理解を得られない場合には、本件と同様に審査請求に

至る可能性がある。

*** 平成23年の調査以降における未徴収事例の有無について**

既に再発防止策を講じているため、平成24年以降は同様の事例は生じていない。

《意見》

* 未徴収の下水道使用料の請求は法律にのっとった手続であるため、審理員の結論には理解をするが、今後は事務処理上のミスによる未徴収の発生を防止し、市民の理解を得られるようにしてほしい。

* 見えない部分で不納欠損になっているケースもあり得るため、今後未徴収事案が起こらないような対応をしてほしい。

《審査結果》

全会一致棄却すべきものと回答